

地域 みんなで 災害に備えよう!!

● 災害時要援護者避難支援事業とは？

枚方市では、地震など災害が発生した場合に、家族などの援助が困難で、自力で避難指定場所まで避難することが難しく、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者の方々（災害時要援護者）を対象に円滑に避難の支援が行えるよう事前に登録を受け付けています。そして、住民の皆さんの中から、登録された方の避難支援に協力して下さる方（避難支援者）を募り、逃げ遅れによる2次被害の防止を行うことを目的とした災害時要援護者の避難支援体制づくりをすすめています。



● どんな人が災害時要援護者として登録できるの？

地震などの災害が発生したときに、自力で避難指定場所まで避難することが難しい65歳以上の高齢者や障がいのある方（年齢制限なし）で次の要件に該当する方などが、災害時要援護者として登録できます。

登録できます!!

- ひとり暮らしの方
- 同居者のいる方でも、支援の必要な高齢者や障害者
- 同居者が昼間や夜間に働いているなどのため、同居者による避難支援が難しい方

【登録窓口は】

- ★枚方市社会福祉協議会 地域福祉課
- 枚方市立総合福祉会館ラポールひらかた 1階

● 登録すると、どうなるの？

災害時要援護者の登録情報は、枚方市（福祉部・危機管理室）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員のほか、避難支援者や災害時に避難救助活動を行う各地域の自主防災組織などの団体に提供されます。

各地域の民生委員・児童委員は、登録情報をもとに災害時要援護者のお宅を訪問し、災害時の避難支援などについて状況の把握を行います。

～互いに手を取りあって～

これらの情報をもとに、コミュニティ協議会や自主防災組織、自治会など住民の皆さん同士の連携・協力により、避難支援者の設定や災害時に要援護者への安否確認や避難支援活動を行います。

●避難支援者としてご協力をお願いします！！

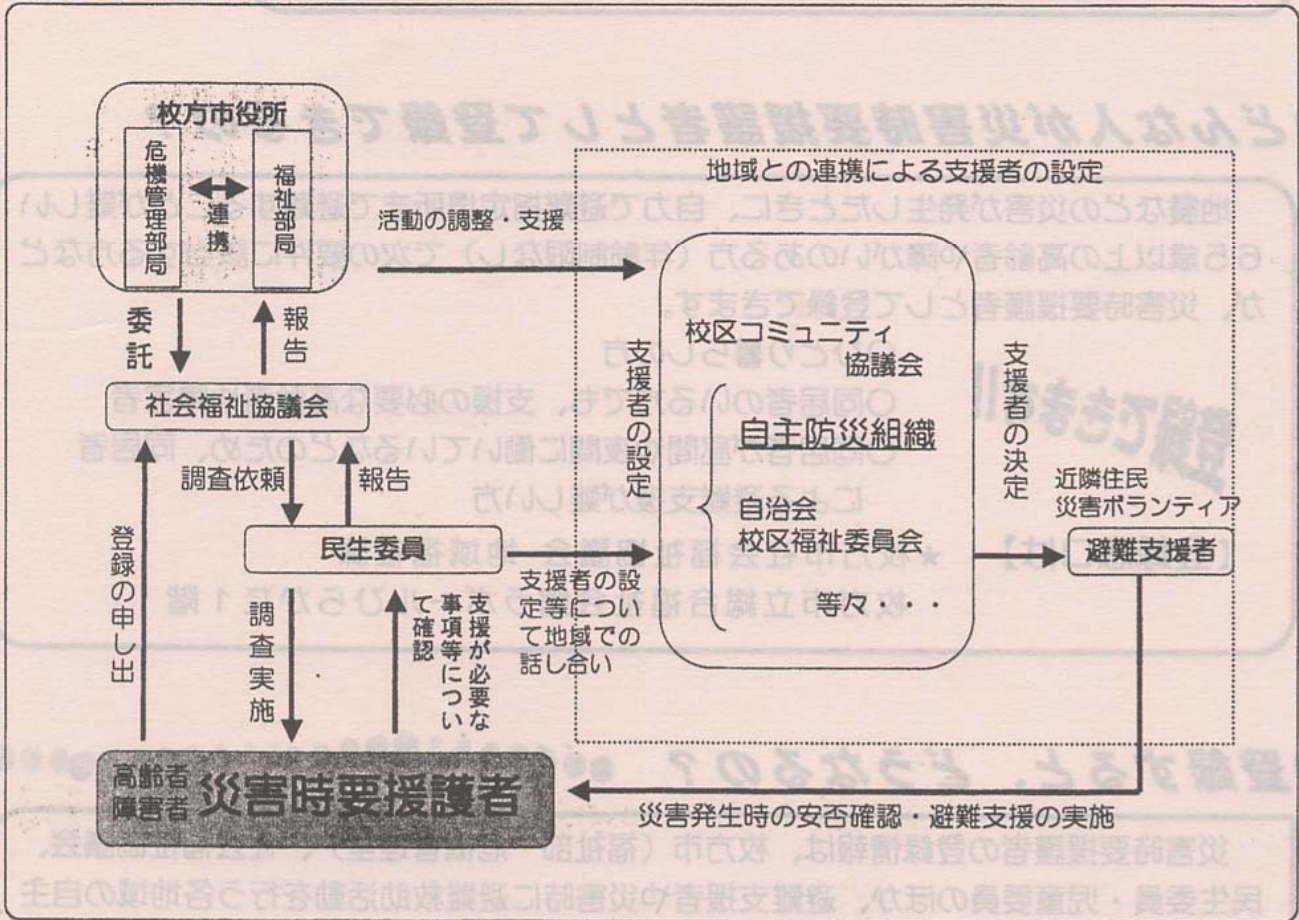
「避難支援者」とは、災害が発生したときに、災害時要援護者に登録された方の安否確認や避難指定場所まで移動の支援をしてくださる方です。

地震などの災害直後は、隣近所の地域住民の皆さんの助け合い・支え合いが大きな力を発揮します。万が一の災害に備え、日頃のご近所付き合いの中から、災害時要援護者の「避難支援者」としてご協力をお願いします。

Q. 避難支援者になると責任はかかるのですか？

A. 災害時要援護者の意思と避難支援者の好意によって成り立っている任意の取り組みですので、法的な責任はありません。

●避難支援までの流れ



【災害時要援護者の登録窓口】

枚方市社会福祉協議会 地域福祉課
枚方市新町2丁目1-35ラポールひらかた1階

TEL844-2443 FAX845-1897

